

氏名	たか 高	くわ 桑	あきら 昭
学位(専攻分野)	博 士 (法 学)		
学位記番号	論 法 博 第 140 号		
学位授与の日付	平 成 14 年 7 月 23 日		
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当		
学位論文題目	国 際 商 事 仲 裁 法 の 研 究		

論文調査委員 (主査) 教授 櫻田嘉章 教授 山本克己 教授 徳田和幸

論 文 内 容 の 要 旨

本論文『国際商事仲裁法の研究』は、我が国における国際商事仲裁に特有な法律問題と国際連合国際商取引法委員会（以下 UNCITRAL とする）で作成した仲裁規則及び模範仲裁法についての研究であり、それを通じて、我が国の現在の国際商事仲裁に関する法律上の諸問題の理論的な解明を意図し、仲裁法試案についても解説を行うものである。

第1章の前半は、現在各国で行われている仲裁制度を比較法的に鳥瞰してまとめるとともに、各国の仲裁の特色、仲裁規則と仲裁法に関する国際的立法の概略について述べ、後半では近代日本の仲裁の概略を述べている。

第2章から第4章までは、我が国における商事仲裁に関して生ずるいくつかの法律問題について、掘り下げて論じている。20世紀前半から仲裁に関する国際条約が作成されているが、第2章では、仲裁法の統一の必要性和可能性、仲裁法に関する条約と国内法との関係、条約相互の関係（一般条約相互の関係、一般条約と地域的条約の関係、2国間条約と多数国間条約の関係）について検討を加え、結論として、それぞれの条約で具体的にどのような適用規定を定めているかによるとの結論を導いている。

次いで、UNCITRALにより作成された、実体法の統一を図った国際海上物品運送条約（いわゆるハンプルク・ルールズ）中の仲裁に関する条項の意味と妥当性について検討し、実体法の統一のための条約の中で仲裁に関する条項を設けることの意味について疑問を呈している。

第3章は、我が国における、仲裁に関する法の抵触の問題を扱う。まず、仲裁契約の準拠法については、仲裁契約の法的性格と仲裁契約の準拠法の適用範囲について検討し、仲裁契約については多数説の主張する法例7条の適用はないこと、準拠法についての当事者自治をあえて認める必要のないことを論じ、仲裁契約の準拠法は仲裁地法とすべきであるとする。次いで、仲裁手続の準拠法の問題については、これについても、仲裁の自治的性格から当事者による準拠法の指定を認める多数説を批判し、仲裁手続の準拠法は仲裁地法によるべきであるとする。また、仲裁判断の基準、すなわち仲裁にかかる紛争に適用すべき実体法については、各国の仲裁法、国際的仲裁機関の仲裁規則、国際的立法、我が国の判例及び学説を検討し、仲裁事件の性質をも考慮し、国際商事仲裁事件では法による仲裁が原則であり、友誼的仲裁あるいは善と衡平による仲裁は当事者がその権限を仲裁人に与えた場合に限るのが適当であるとしている。

第4章は、外国仲裁判断の承認・執行に関して、我が国の仲裁法に特に規定のないところから、従来学説上争いがあり、議論の錯綜したところであるが、内国仲裁判断も外国仲裁判断も内国裁判所の手続とは異なる手続でなされた点では同様であるとして、国内法の規定によって外国仲裁判断の承認・執行が可能であるとする。内外仲裁判断の区別は仲裁手続の準拠法ではなく、仲裁地法によるとする。その上で、国内法、2国間条約（通商条約等の中の条項）、多数国間条約（いわゆるジュネーブ条約とニューヨーク条約）がいかなる関係にあるかについて分析し、2国間条約を4類型に分けて、それぞれの類型ごとに適用関係を検討する。とくに、ニューヨーク条約第7条第1項について、それが広く他の条約、国内法によっても仲裁判断承認・執行を求めることができるとした規定であると解し、それによって国内法と条約、条約相互間の関係を検討し、従来の学説の混乱を解決している。

第5章は、本論文の後半をなすものであるが、UNCITRALで作成し、その後多くの国の仲裁法と相当数の仲裁機関の仲裁規則に影響を及ぼしたUNCITRAL仲裁規則とUNCITRAL模範仲裁法についての詳しい研究及び解説である。ここでは、仲裁規則と仲裁法の全体にわたって、基本的な問題を取り上げて検討を加え、そのうえで各条文の解釈を行っている。

UNCITRAL仲裁規則については、その作成の経緯を説明した後、同規則の構成と特色について述べ、仲裁手続の開始から終了、仲裁判断に至るまで、仲裁手続の進行の順序に従って、同規則のそれぞれの規定の意味と働き方について解説を付している。

UNCITRAL模範仲裁法は、条約の形式によらないで、各国の仲裁法の統一を図る国際立法であるところ、第5章後半においては、仲裁契約、仲裁裁判所の構成と権限、仲裁手続の実施、仲裁判断と仲裁手続の終了、仲裁判断の取消、仲裁判断の承認及び執行の順序で模範法の規定について検討しているが、その際に、各部分の前注の形で、それぞれの事項に関する仲裁法上の基本的問題についての言及がある。加えて、模範法の規定の検討の後に、同法に定めていない仲裁契約の準拠法について、また、仲裁法全体の基本的問題である仲裁法と仲裁規則の関係、仲裁法に関する国際的立法の必要性とその形式の問題についての見解を示し、多数当事者の仲裁手続、当事者の地位の継承など、同法に規定のない事項について今後検討の必要のあることを述べている。最後に、民事訴訟に対する国際商事仲裁の特色として、仲裁人の有する専門的知識と経験に対する当事者の信頼、仲裁手続の非公開、国際裁判管轄権の問題のないことを挙げ、国際商事仲裁が国際商取引から生ずる紛争の解決方法としての存在意義を指摘している。

全体として、現在の我が国における国際商事仲裁に関する法律問題を広く取り上げて、実定法及び条約に基づいて論じたものとなっている。

論文審査の結果の要旨

近年、裁判外紛争解決手段の一種としての仲裁に対する関心は高まっており、仲裁法の整備にも着手され、また国際取引における仲裁の重要性が指摘されて久しいが、その体系的・理論的研究は進んでいるとはいえない。本論文は仲裁、特に国際商事仲裁の基礎的研究としてまとめられた久々の本格的な研究書であり、その意味では学界のみならず、実務界にとっても裨益するところは少なくない。ただし、本論文は多くの個別論文をまとめて編集されたものであり、体系的にはいささかまとまりを欠き、必ずしも内容的に整合的であるとはいえないが、仲裁制度の整備・改革のための基礎作業として仲裁の本質に迫ろうとする態度は、多くの基本的な論点において成功をおさめているといえる。

本論文の特色の第一は、周到な比較法的検討、条約法の研究にある。一方で各国における仲裁法制の歴史的検討、仲裁法の内容の概観を行いながら、他方で、国際商事仲裁にとって必須の仲裁法の国際的統一の必要性を説き、かつ、その結果である条約法の検討を徹底して行う方法をとることによって、国際商事仲裁法の分析に説得力をもたせ、新たな角度からの結論を導き出す手がかりを得ている。条約と国内法との関係のみならず、条約相互の関係を詳細に明らかにし、さらに統一私法と国際私法の関係という学界における争点にまで検討が及ぶ。海事私法に関わる条約において仲裁を認めた初めての条約としての海上物品運送条約第22条の分析においては、船荷証券において仲裁条項が用いられなかった理由、条約の成立過程の検討により、条約作成過程における抵触法的分析の不十分さが指摘され、立法論としても貴重な貢献を行っている。また、UNCITRAL仲裁条約の分析は、極めて詳細であり、仲裁法試案に結実する。

第二に、小山説に従い仲裁法の法的核心は仲裁判断の承認・執行にあると認め、特に裁判外紛争解決手段である仲裁の国家による承認を論述の中心に据えることによって、国内仲裁と国際仲裁を同列に規律しようとする立場は、極めて新鮮である。もちろんそのような理解を前提とする限り、他の裁判外紛争解決手段との関係の究明もなされるべきであるし、またそのような統一的理解が可能かが問題となる。国家行為との対比において仲裁の本質を捉えることは、紛争解決手段の国家的独占の度合いが希薄化しつつある現実を前提とする限り、本論文の弱点となりうるという憾みがないわけではないが、国内仲裁と国際仲裁の統一的理解は、きわめて貴重な視点であり、それを分析の中心に据えた点が、本論文の大きな功績であるといえる。

第三に、このような構成のもと、従来必ずしも十分に検討されてこなかった仲裁の抵触法的側面を総合的に解明する点に

において、本論文の右に出るものはない。仲裁契約の準拠法については、特にリング・リング・サーカス事件最高裁判決に示された法例7条によらしめる従来の多数説を、形式的のみならず実質に即して批判し、訴訟上の合意としての性質、合意の実務、合意の効果などから見て、当事者自治によらずに仲裁地法をもって準拠法とするべきであることを論証する。

次いで、内外仲裁の区別が必要かを論じ、その基準を仲裁地に求めたうえで、外国仲裁判断の承認を内国仲裁判断のそれと同列に論じる。従って、我が国の民事訴訟法の仲裁規定が内外仲裁判断に同様に適用されることを前提に、外国判決承認とのアナロジーをとることなく、独自の承認要件を検討する。仲裁法試案をこのような立場から理論的に基礎づけようとすることは、従来の議論を整理することになるとともに、本論文の大きな目的の一つでもある。

かくて、以上のように、国際商事仲裁の本質を理論的に解明した点で、本論文は学界に対する貴重な貢献を行っている。以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。

なお、平成14年3月19日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。